

第3章 目的税

第1節 入湯税

（入湯税の納税義務者等）

第140条 入湯税は、鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に課する。

（入湯税の課税免除）

第141条 次に掲げる者に対しては、入湯税を課さない。

- (1) 義務教育に就学中の者及び就学前の者
- (2) 共同浴場又は一般公衆浴場及びこれらに類する浴場に入湯する者

（入湯税の税率）

第142条 入湯税の税率は、次の表の左欄に掲げる入湯客の区分に応じ、それぞれ当該右欄に掲げる額とする。

入湯客の区分	税率
(1) 一般の宿泊者1人1泊	150円
(2) 一般の日帰り者1人1日	90円
(3) 修学旅行の学生生徒で10人以上の団体に1人1泊	70円
(4) 修学旅行の学生生徒で10人以上の団体に日帰り者1人1日	40円

附 則

（入湯税の税率の特例）

第24条 平成27年4月1日から平成37年3月31日までの間に限り、第140条の規定により課する入湯税の税率は、第142条の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる入湯客の区分に応じ、それぞれ当該右欄に掲げる額とする。

入湯客の区分	税率
(1) 一般の宿泊者（次号に掲げる者を除く。）1人1泊	250円
(2) 国際観光ホテル整備法（昭和24年法律第279号）第33条第1項に規定する登録ホテル等以外の施設の一般の宿泊者1人1泊	150円
(3) 一般の日帰り者1人1日	90円
(4) 修学旅行の学生生徒で10人以上の団体に1人1泊	70円
(5) 修学旅行の学生生徒で10人以上の団体に日帰り者1人1日	40円